

市・県民税の申告

☎ 税務課市民税係 ☎(95)9878

市・県民税の申告は、所得や控除などを自己申告してもらい、それを基に職員が申告書を作成します。

令和2年度の申告書を市内申告会場で提出した人のうち、聞き取りにより申告書の送付が不要と答えた人には申告書の用紙に代えて「市・県民税申告のお知らせ」（通知書）を送付します。

とき 1月28日(木)～3月15日(月) ところ 市内申告会場（8ページ参照）

碧南市役所での新型コロナ対策

市内申告会場では、入場整理券は必要ありません。刈谷税務署とは異なるので留意してください。ただし、会場内の混雑を避けるため、今年度は特に**住所別に指定する日程（8ページ参照）での来場に協力をお願いします**。来場の際の感染症対策は2ページで確認してください。なお、今後の感染状況により、受付方法など変更する場合があります。市ホームページなどで最新の情報を確認のうえ、来場してください。

市・県民税の申告が必要な人

令和3年1月1日現在に市内在住で、次の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

- ・給与収入以外の所得が20万円以下の人、または給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けていない給与収入の合計金額が20万円以下の人（20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要）
- ・パート、アルバイトなどの収入があり、税金上の扶養に入っていない人
- ・令和2年中に退職し、給与収入が30万円以下の人
- ・確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除など（社会保険料控除、扶養控除など）を受ける人

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人

④昨年中に収入が全くないが、家族の税金上の扶養に入っていない人

- ・①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などの関係で申告が必要な場合があります。
- ・公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

市・県民税申告時の持ち物

- ・本人確認書類（2ページ参照） ・印鑑 ・源泉徴収票など収入金額がわかるもの
- ・国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
※年金から天引きされている社会保険料は記載されていないので、公的年金などの源泉徴収票を持参してください。
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」
※対象者認定書については、高齢介護課で発行します。
- ・そのほか申告に必要なもの

市・県民税の申告 注意点

- ・国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要です。不明な点がある場合は**刈谷年金事務所**（☎(21)2110）へ問い合わせてください。
- ・年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

市内申告会場での申告の流れ

- ①受付** 申告の内容と持参した資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。
- ②所得控除などの記入** 受付で所得控除などを記入する用紙を渡すので、待ち時間に記入してください。医療費控除を申告する人は、所定の書類が準備できているか確認します。
- ③申告書作成** 本人確認後、持参した資料と所得控除などの記入用紙を基に職員が面談し、申告書を作成します。職員が作成した申告書の内容を確認していただきます。添付資料は返却するので、自身で5年間保管してください。
- ④押印（市・県民税の申告のみ）**